

公益社団法人筑西市シルバー人材センター ゴールド会員運用規程

(制定：令和6年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人筑西市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の正会員を一般会員とゴールド会員に区分し、ゴールド会員に関して必要な事項を定め、当該会員の社会参加活動の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 ゴールド会員とは、定款第5条第1項第1号に定める正会員のうち、3年以上センターに在籍している会員が、加齢や健康状態等の諸事情により、定款第4条に定める事業(以下「事業」という。)による就業が困難となりながらも、多様な地域社会参加活動や厚生事業を通じて健康を維持し、生きがいの充実を希望する者で、ゴールド会員登録申請書(第1号様式)により理事長の承認を得た者とする。

(ゴールド会員の権利義務)

第3条 ゴールド会員は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び定款の規定において、正会員と区別されない。

2 ゴールド会員は、次に掲げる権利義務を有し、センターの発展を支援し、その運営に積極的に協力するものとする。

- (1) 定時総会及び臨時総会の出席と議決権
- (2) 就業活動以外の各種センター事業への参加
- (3) センターから要請された活動への協力
- (4) 会費の納付

(会費)

第4条 ゴールド会員の会費は、「センター会費規程」によるものとする。

2 ゴールド会員において、一事業年度内に既に一般会員の年会費を納入している者については、ゴールド会員の会費を納入したものとみなす。その場合、一般会員の会費との差額は返還しない。

(一般会員への移行)

第5条 ゴールド会員が、一般会員へ移行を希望する場合には、一般会員登録申請書(第2号様式)により理事長の承認を得なければならない。

2 前項の規定により一事業年度内に一般会員へ移行する場合、一般会員の会費との差額を申請後1月以内に納入しなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会で定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

ゴールド会員登録申請書

年 月 日

公益社団法人筑西市シルバー人材センター 様

会員番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

私は、公益社団法人筑西市シルバー人材センターのゴールド会員として登録を変更したいので申請します。

なお、当センターにおける一般会員としての在籍期間は、

年 月 日から 年 月 日です。

第2号様式（第5条関係）

一般会員登録申請書

年 月 日

公益社団法人筑西市シルバー人材センター 様

会員番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

私は、公益社団法人筑西市シルバー人材センターの一般会員として登録を変更したいので申請します。